

個別許可の申請手続きについて  
(電子許可申請システムに許可申請する場合の手続き)

1. 目的

このマニュアルは、「安全保障輸出管理規程」第 13 条に基づき、個別許可を申請して輸出等を行う場合の手続きについて定める。

注 1)「個別許可」とは、個別の輸出許可、個別の役務取引許可をいう。

2. 適用

本マニュアルは、①個別の輸出許可、②個別の役務取引許可を適用して輸出等を行う場合であって、申請に当たり電子許可申請システムを使用して申請する場合に適用する。

注) 電子許可申請システムを使用しない場合については、輸出管理マニュアル 13-1(輸出等許可を適用して輸出等を行う場合の手続き及び運営について)による。

3. 個別許可を申請する場合の手続き(電子許可申請による場合)

(1) 個別許可申請が必要であることの確認

① 対象取引

本学が輸出者又は技術の提供者である取引であって、取引審査票の二次審査の結果、「経産省への個別許可申請」と記載され、条件付承認されたもの。

② 許可申請書類の提出

輸出教職員は、「電子許可申請(貨物)入力シート」(様式 1)又は「電子許可申請(技術)入力シート」(様式 2)及び申請に必要な添付書類を作成又は入手して、輸出管理事務局に提出する。

注) 貨物の輸出であって、輸出許可証を取得する場合は(様式 1)、技術の提供であって、役務取引許可証を取得する場合は(様式 2)を使用する。

③ 事前確認

輸出教職員は、前項各資料の提出に際し、輸出管理部門(輸出管理マネージャー又は輸出管理スーパーバイザー)の事前確認を受ける。

(2) 経済産業省への事前相談

輸出管理部門は、経済産業省への事前相談が必要と考えられる場合は、輸出教職員と打合せ事前相談を検討する。

(参考) 事前相談が必要と考えられる場合の例

- ① キャッチオール規制に該当する恐れがある場合。
- ② 機微な取引内容であり許可取得が困難と思われる場合
- ③ 許可要否の判断に迷う場合

(3) 許可の申請

① 輸出管理事務局は、電子許可申請システムを利用して許可の申請を行う。

② 輸出教職員及び部局事務関係者は、申請内容、添付資料等に関して、経済産業省から問い合わせや追加資料の請求があった場合は、事務局に協力又は必要に応じて直接対応をする。

#### (4) 個別許可取得の連絡及び許可の適用

- ①輸出管理事務局は、経産省から個別許可取得について通知を受けた場合は、メール等により輸出教職員及び部局事務関係者に連絡する。
- ②輸出教職員は、通関業者を決定し、輸出等の準備を行う。
- ③教職員等は、輸出等の準備が整ったら、輸管マニュアル 15-2(貨物又は技術の同一性確認マニュアル)により、同一性確認を行う。確認の結果、問題がない場合には、「同一性確認チェックシート」を輸出管理事務局に提出する。なお、提出時に同シートにより①通関業者の名称、②通関業者コードを輸出管理部門に連絡する。
- ④輸出管理事務局は、同一性確認結果に問題がないことが確認できた場合、電子許可申請システムに使用する通関業者の NACCS 利用者コードを入力する。
- ⑤輸出管理事務局は、「同一性確認チェックシート」の確認結果を輸出教職員に連絡する。この同一性確認結果の連絡をもって、個別許可を適用(使用)が承認されるものとする。

#### (5) 個別許可管理

- ①輸出管理事務局は、個別許可の取得実績を管理する。
  - ②個別許可の取得実績は、定期的に輸出管理統括責任者に報告する。
- 注) 輸出管理統括責任者への報告は、原則として「安全保障輸出管理の 1/4 半期報告」により行う。

#### 4. 通関手続き及び出荷後の管理

- (1) 輸出教職員等は、輸出管理部門の同一性確認チェックシートの結果の承認を確認したのち、指定した通関業者(輸送業者)に通関手続きを依頼する。
- (2) 通関完了後、通関関係書類の内容を確認のうえ、輸出管理部門へ送付する。
- (3) 輸出教職員は、輸出管理関連文書を保存する。
- (4) 輸出教職員は、個別許可を適用し輸出した貨物について、輸出後も本学が管理する必要がある場合には、使用、設置状況等を定期的に確認する。

#### 5. 手続きの流れ

電子許可申請システムを使用して申請する場合の手続き及び輸出等の作業の流れを別表 1 示す。

(様式)

(様式 1) 電子許可申請(貨物)入力シート

(様式 2) 電子許可申請(技術)入力シート

別表 1 個別許可の申請手続き(手順)

注)★付は、輸管事務局が実施

手順	実施方法・内容等	様式
① 適用許可の種別確認	取引審査票の承認において、「経産省へ個別許可申請」とのコメントが記載されていることを確認する。	
② 申請様式の入手	申請に必要な様式を学内及び経済産業省の各輸出管理に関するホームページから入手する。	
a.学内様式の入手(電子画面入力用)	「電子許可申請(貨物又は技術)入力シート」を、輸出管理ホームページからダウンロードし、電子許可申請に必要な入力情報を記入する。 ○輸出管理ホームページ(電子許可申請入力シート) <a href="http://www.sangaku.nagoya-u.ac.jp/export/youshiki.html">http://www.sangaku.nagoya-u.ac.jp/export/youshiki.html</a>	○学内様式
b.経産省からの許可申請書類の様式入手.	添付書類の様式を経産省ホームページよりダウンロードする。(注:輸出許可申請書、申請理由書については電子画面入力することで作成されるため添付不要となる・・・aにて必要な情報を記入) ○経産省URL(許可申請) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/ampo/apply10.html">http://www.meti.go.jp/policy/ampo/apply10.html</a>	◎METI様式
③申請書類を作成及び入手	②、③でダウンロードした申請書類を作成する。その他、必要な添付資料等(詳細は経産省ホームページ確認)を準備・入手する。	
④申請書類の事前確認	申請書類について、輸出管理マネージャー(輸出管理スーパーバイザー)の事前確認を受ける。(注:メール等で直接の交信等)	
⑤申請書類の提出	完成した申請書類を輸管事務局にメールで提出する。(注:写を輸出管理マネージャー及び輸出管理スーパーバイザーに送信)	
⑥★許可の申請	★輸管事務局が、電子許可申請システムを使用し、経産省に個別許可申請する。 注1)許可取得には2週間~2か月(最大3か月)が必要。 注2)審査の過程で、経産省からの問合せや追加資料の要求には申請者(輸出教職員)、部局にて対応をお願いする場合があります。	
⑦★許可取得の連絡	★輸管事務局より、許可取得の連絡をする。 注)不許可の場合もその旨連絡する。	
⑧同一性確認の実施及び通関業者の連絡	「同一性確認チェックシート・報告書」を使用して同一性確認を行う。 同一性確認の結果報告に際し、当該シートにて通関業者名及びその業者のNACCS利用コードを輸出管理事務局に連絡する。 <M15-2 様式 1: 同一性確認チェックシート・報告書> <a href="http://www.sangaku.nagoya-u.ac.jp/export/youshiki.html">http://www.sangaku.nagoya-u.ac.jp/export/youshiki.html</a>	○学内様式
⑨★輸出等の実施可否の連絡	★同一性確認結果が問題ない場合は、NACCS 利用コードを入力し、輸出等が可能となって旨を連絡する。	
⑩通関手続きの実地する(完了後輸出)	通関手続きを実施する。(完了後輸出) 注)電子許可申請により許可を取得した場合、⑨の通関業者のお利用コードの入力後に通関(税関申告)が可能となる。	
⑪通関資料保管(輸出後管理)	通関完了後、通関関連資料(輸出許可通知書等)を輸出管理部門に送付する。(なお、輸出後は、関連文書を保存し、必要に応じ定期的な仕様状況等の確認を行う)	

## 電子許可申請(貨物)入力シート

入力項目	入力箇所	説明等	記載例
整理番号			
申請窓口コード	NIN:中部経済産業局地域経済部 国際課		
申請者			
申請者区分	I:本人		
申請者コード	V1JNOF0A		
担当者			
申請担当者部署名	こちらで記入		
申請担当者氏名	こちらで記入		
申請担当者電話	こちらで記入		
取引内容			
積出港			東京
仕向地			
仕向地 国名		最終の設置・使用国名	KOREA
仕向地地域名称		最終の設置・使用地域名	清洲氏
経由地			
経由地 国名			ダイレクト
経由地 地域名称		経由地:貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所	
取引明細			
取引明細 商品名			Magnet pump parts
取引明細 型式また モデル番号			MD99-D2
取引明細 製造者 名			株式会社通産ポンプ
貨物項番		2つ以上該当の場合は、欄を増やして下さい	
貨物項番表番号	輸出令別表1		
貨物項番貨物番号			3(2)
省令項番			
省令項番 省令番 号			2-2-9-ロ
貨物役務区分	K:貨物		
取引明細 数量			1
取引明細 数量単 位			pc
取引明細通貨			日本円
取引明細 単価			30,000
取引明細建値コード		貿易条件:	FOB:本線積込渡し
取引明細建値地域 名			japan
取引明細 合価			30,000
総合計価額			
総合計価額通貨		取引明細通貨と同じ値をお願いします	円
総合計価額			30,000
変動率		数量及び総額の増加が契約書等で明記されている場合のみ値を記入します。	
申請理由			今般、弊社が輸出契約を締結し他当該貨物は、輸出貿易管理令別表1の3(2)に該当するため。
買主			
買主 契約相手名		契約書等に記載されている輸出の相手方の名称を正確に省略せずに、記載してください。 なお、展示会の出展のように、輸出をしようとする者が輸出先で自ら管理し、日本へ積み戻す場合は、輸出しようとする者をこの欄に記載してください	TUUSAN PUMPS CO, LTD
買主 所在地国		なお以下の場合は、滞在予定先を書いてください。	R OF KOREA

買主 所在地住所			RM999 HALLA VALLEY,999-9 9,GEUMCHEON-GU,SEOUL,KOREA
荷受人			
荷受人 荷受人名			TUUSAN PUMPS CO, LTD
荷受人 所在国コード			R OF KOREA
荷受人 所在地住所			RM999 HALLA VALLEY,999-9 9,GEUMCHEON-GU,SEOUL,KOREA
需要者			
需要者 需要者名		需要者は、貨物を消費し、又は加工する者であって、契約書に記載されている名称・住所を記載してください。ただし、これらを契約書等で確認できない場合は、実際の貨物の仕様者であって貨物の管理責任を負える者の名称・住所を記載してください。	Meti Electronics Co, Ltd
需要者 所在地国			R OF KOREA
需要者 所在地住所			9,HYANGJE-DONG,GHEONGJU- SI,CHUNGBUK,KOREA
使用者の主要取引先			
使用目的			
使用方法			フレーム製造のための、エッチング工程においてエッチング液(塩化第二鉄)を供給タンクからエッチング処理槽へ移動しているマグネットポンプの交換用の部品として使用。
許可承認省等番号			
紙交付希望の有無		電子データ許可証であっても、原本の扱いとなります。	有

## 電子許可(役務)申請入力シート

記入項目	記入欄	説明等	記入例
整理番号			
申請窓口コード	こちらで記載		
申請者			
申請者区分	1:本人		
申請者コード	VIJNOF0A		
担当者			
申請担当者部署名	こちらで記載		
申請担当者氏名	こちらで記載		
申請担当者電話	こちらで記載		
契約相手			
契約相手 契約相手名		取引の相手方の名前を記載下さい。	ABC Electronics HONG KONG Limited
契約相手 所在地国			HONG KONG
契約相手 所在地住所			unit×××,grand Century Place,×××prince Edward west
需要者			
需要者 需要者名			ABC Electronics Shanhi Limited
需要者 所在地			P. R. china
需要者 所在地住所			yincheng, roadcentral, pudong, shang hai,P. R. china
提供地			
提供地 国			P. R. china
取引明細			
貨物項番 表番号	外為令別表		
貨物項番 貨物番号			2の項(2)
省令項番			
省令項番 省令番号			貨物等省令15条2項
貨物役務区分	役務		
設計製造使用の技術			
技術明細内容			□□社製数値制御装置(型番○○○)用プログラム
提供方法			コンパクトディスク及び貨物に内蔵したROMに格納。
提供数量技術の使用目的			(数量)1セット (使用目的)
技術の提供時期			2013年○月○日
取引の相手方が技術情報を受領する場所			
申請理由			中国にある本件会社は、自動車メーカーであり、弊社との間で、測定装置一台の商談が成立した。この測定装置が、貨物の仕様技術として該当するため、役務許可申請をした。
有償・無償の別			有償
総合計価額			
貨物代金への挿入の有無			貨物代金(US5,000)に含まれる。
許可承認省等番号			
紙交付希望の有無			無